別紙１

埼玉東部市の状況（令和４年９月２２日時点）

市	写しの交付に要する費用		運営審議会の諮問事項
Ａ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　A3 まで ・カラー　なし ・CD　　実施相当額 ・DVD　　実費相当額 〈郵送代〉 ・実費相当額（切手）	改正後 検討中	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。 ・この条例の規定の改正・改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合 ※個人情報保護委員会の条文イメージのとおり
Ｂ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　A3 まで ・カラー　３０円　A3 まで ・CD　　交付していない ・DVD　　交付していない 〈郵送代〉 ・郵送なし	改正後 検討中	検討中
Ｃ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　２０円 ・カラー　４０円 ・CD　　実施相当額 （持参は無料） ・DVD　　実費相当額 （持参は無料） 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	改正後 検討中	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。 ・この条例の規定の改正・改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合 ※個人情報保護委員会の条文イメージのとおり
Ｄ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　A3 ６０円　A2 ９０円　A1 １５０円　A0 ・カラー　５０円　A3 ・CD　　規定無し ・DVD　　規定無し 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　A3 ６０円　A2 ９０円　A1 １５０円　A0 ・カラー　５０円　A3 ・CD　　規定無し ・DVD　　規定無し 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	検討中

市	写しの交付に要する費用		運営審議会の諮問事項
Ｅ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで 　　１２０円　Ａ２ 　　１３０円　Ａ１ 　　１５０円　Ａ０ ・カラー　５０円　Ａ３ 　　２１０円　Ａ２ 　　２２０円　Ａ３ 　　１３０円　Ａ０ ・CD　　規定なし ・DVD　規定なし 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで 　　１２０円　Ａ２ 　　１３０円　Ａ１ 　　１５０円　Ａ０ ・カラー　５０円　Ａ３ 　　２１０円　Ａ２ 　　２２０円　Ａ３ 　　１３０円　Ａ０ ・CD　　規定なし ・DVD　規定なし 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。 ・この条例の規定の改正・改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合 ※個人情報保護委員会の条文イメージのとおり
Ｆ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３ ・カラー　５０円　Ａ３ ・CD　　４０円 ・DVD　　規定なし 〈郵送代〉 ・実費相当額（切手）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３ ・カラー　５０円　Ａ３ ・CD　　４０円 ・DVD　　規定なし 〈郵送代〉 ・実費相当額（切手）	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。 ・この条例の規定の改正・改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合 ※個人情報保護委員会の条文イメージのとおり
久喜市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円 ・カラー　２０円 ・CD　　規定なし ・DVD　　規定なし 〈郵送代〉 ・原則郵送なし	改正後 〈コピー代〉 ・白黒 ・カラー ・CD ・DVD 〈郵送代〉 ・実費相当額（切手）	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。 ・この条例の規定の改正・改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合 ※個人情報保護委員会の条文イメージのとおり
Ｈ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ４ ・カラー　５０円　Ａ４ ・CD　　実施相当額 ・DVD　　実費相当額 〈郵送代〉 ・原則郵送なし	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ４ ・カラー　５０円　Ａ４ ・CD　　実施相当額 ・DVD　実費相当額 〈郵送代〉 ・原則郵送なし 検討中	・号の個別規定無し ・柱書に条例の改廃その他必要な事項を規定するか検討中

市	写しの交付に要する費用		運営審議会の諮問事項
Ｉ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円 ・カラー　５０円 ・CD　　実施相当額 ・DVD　　実施相当額 〈郵送代〉 ・原則郵送なし	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円 ・カラー　２８円 ・CD　　実施相当額 ・DVD　　実施相当額 〈郵送代〉 ・原則郵送なし	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。 ・この条例の規定の改正・改廃 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合 検討中
Ｊ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３ ・カラー　５０円　Ａ３ ・CD　　実費相当額 ・DVD　　実費相当額 （持ち込み） 〈郵送代〉 ・郵送なし	検討中	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。 ・この条例の規定の改正・改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合 ※個人情報保護委員会の条文イメージのとおり
Ｋ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３ ・カラー　５０円　サイズ関係なし ・CD　　１００円 ・DVD　　１００円 〈郵送代〉 ・実費相当額 （現金小為替、 ５０円以下切手）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３ ・カラー　５０円　サイズ関係なし ・CD　　１００円 ・DVD　　１００円 〈郵送代〉 ・実費相当額 （現金小為替、 ５０円以下切手）	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。 ・この条例の規定の改正・改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合 ※個人情報保護委員会の条文イメージのとおり
Ｌ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円 ・カラー　２０円 ・CD　　実施相当額 ・DVD　　実施相当額 〈郵送代〉 ・実費相当額（切手）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円 ・カラー　２０円 ・CD　　実施相当額 ・DVD　　実施相当額 〈郵送代〉 ・実費相当額（切手）	規定無し

市	写しの交付に要する費用		運営審議会の諮問事項
M 市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　２０円　Ａ３まで ・CD　　１００円 ・DVD　　１００円 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　２０円　Ａ３まで ・CD　　１００円 ・DVD　　１００円 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	検討中

人口１４万人以上の市の状況（令和４年９月２２日時点）

市	写しの交付に要する費用		運営審議会の諮問事項
N市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　５０円　Ａ３まで ・CD　　１００円 ・DVD　　規定なし 〈郵送代〉 ・実費相当額（切手） ※規則に規定なし	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　５０円　Ａ３まで ・CD　　１００円 ・DVD　　規定なし 〈郵送代〉 ・実費相当額（切手） ※規則に規定する予定	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができる。 ・この条例の規定の改正･改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合 ※個人情報保護委員会の条文イメージを基本とする。
O市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　３０円　Ａ３まで ・CD　　８０円 ・DVD　　規定なし 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　３０円　Ａ３まで ・CD　　８０円 ・DVD　　規定なし 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に意見を聴くことができる。 ・この条例の規定の改正･改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合 ※個人情報保護委員会の条文イメージを基本とする。 ※個人情報保護委員会の条文イメージを基本とする。

市	写しの交付に要する費用		運営審議会の諮問事項
Ｐ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　５０円　Ａ３まで ・CD　　実施相当額 ・DVD　　実費相当額 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　５０円　Ａ３まで ・CD　　実施相当額 ・DVD　　実費相当額 〈郵送代〉 実費相当額（現金）	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に意見を聴くことができる。 ・この条例の規定の改正・改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合
Ｑ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　６０円 ・CD　　５０円 ・DVD　　規定なし 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　６０円 ・CD　　５０円 ・DVD　　規定なし 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	検討中
Ｒ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　５０円　Ａ３まで ・CD　　６０円 ・DVD　　規定無し 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　５０円　Ａ３まで ・CD　　６０円 ・DVD　　規定無し 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に意見を聴くことができる。
Ｓ市	改正前 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　５０円　Ａ３まで ・CD　　実施相当額 （持参は無料） ・DVD　　実施相当額 （持参は無料） 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	改正後 〈コピー代〉 ・白黒　　１０円　Ａ３まで ・カラー　５０円　Ａ３まで ・CD　　実施相当額 （持参は無料） ・DVD　　実施相当額 （持参は無料） 〈郵送代〉 ・実費相当額（現金）	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に意見を聴くことができる。 ・この条例の規定の改正・改廃 ・法第６６条第１項に基づき講ずる措置の基準を定める場合 ・個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合